

平成 29 年度尾鷲市地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成 28 年 5 月 31 日

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、地区センター管内には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス及びタクシーがその役割を担っています。鉄道はＪＲ紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバス須賀利地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バスが運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要がある、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度から平成 23 年度の実証運行期間 3 年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の 3 路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成 22 年 12 月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名（署名総数 1,178 名、内須賀利地区 275 名）が提出されました。これを受け、平成 23 年度からバス運行についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダイヤ等を地区と協議してきました。平成 23 年度末には、須賀利地区において、巡航船

に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成 24 年 9 月末をもって須賀利巡航船を廃止し、同年 10 月から須賀利地区として、島勝線とを結ぶフィーダー運行に移行しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があり、実証運行内容を基本とし、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や公共交通不便地域の解消を果たすとともに、幹線（南紀特急バス、南紀高速バス、JR 紀勢本線）と有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。

また、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成 23 年 7 月に複雑な市街地巡回路線の簡素化、利用者実績のほとんどないバス停を廃止するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

平成 26 年 5 月より、バス車両の乗車口のスライドドアに乗降用の電動式補助ステップを取り付け、後部座席に手すりを備え、高齢者も安心して利用できるよう利便性の向上を図っている。

●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い地区センター管内と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。

また、市内のみならず、幹線（バス、JR）と有機的に連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

また、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成 23 年 7 月に、鉄道との連絡を強化、八鬼山線、ハラソ線の連携を強化するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

平成 25 年 4 月より、三木浦漁港整備事業の完了に伴い、八鬼山線の三木浦地区の路線を延長し停留所の増設（2 ヶ所）とともにダイヤ改正を行っている。

平成 25 年 10 月より、ハラソ線の市街地地区における路線の一部を、公共交通不便地域の天満地区へ変更し、停留所の増設（3 ヶ所）とともにダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を図っている。

平成 26 年 10 月より、ハラソ線にワンステップバスが導入され、利便性の向上が図られている。

●ふれあいバス須賀利地区

平成 24 年 10 月から、須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線（須賀利地区）を構築し、安

定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利地区の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービスを提供している。

平成 25 年 8 月より、利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正を行っている。

平成 25 年 10 月より、三重交通島勝線の時刻改正に伴いダイヤの改正を行うとともに、停留所の増設（1 ヶ所）を行っている。

平成 27 年 4 月より、接続する島勝線への利用者に対して尾鷲市が運賃補助を行い、利用者の増加に向けた取り組みを行っている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

アンケート調査（聞き取り調査）において、乗客のバス利用について満足度調査を行い 5 段階における評価を数値化しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、平成 27 年に実施した 4 路線（八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区）のアンケート調査の平均値 0.81 を、平成 31 年度には 0.83 とする目標値に設定しました。

公共交通利便性の市民の満足度						
項目	実績値		目標値			
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
八鬼山線	0.73	0.74	0.75	0.76	0.77	0.78
ハラソ線	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91
尾鷲地区	0.85	0.89	0.90	0.90	0.90	0.90
須賀利地区	0.75	0.69	0.70	0.71	0.72	0.73
0 を基準とし最大値 + 2、最小値 - 2						
+ 2 : 満足、+ 1 : おおむね満足、0 : 普通、- 1 : やや不満、- 2 : 不満						

地区センター管内から尾鷲高校への通学確保					
実績値			目標値		
26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	29 年度	30 年度
28 %	15 %	26 %	30 %	30 %	30 %

（2）事業の効果

- ・安心で安全な通学・通院手段の確保
- ・民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

添付資料 ①路線図 ②時刻表 ③既存交通との整合性 ④運送事業者の決定方法 ⑤運送事業者を選定した経緯

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

なお、尾鷲市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三重県尾鷲市

三重交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（表3）

該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者

及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）

該当なし

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年度

- ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回）協議会設立、事業内容について協議
- ・平成 20 年 9 月 18 日（第 2 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成 20 年 11 月 19 日（第 3 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成 21 年 1 月 29 日（第 4 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
事後評価について協議・承認
- ・平成 21 年 3 月 19 日（第 5 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認、翌年度の事業計画について協議

平成 21 年度

- ・平成 21 年 9 月 7 日（第 1 回）平成 20 年度決算報告、バス停設置要望について協議
- ・平成 22 年 2 月 22 日（第 2 回）公共交通アンケート結果について協議
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 22 年度

- ・平成 22 年 7 月 29 日（第 1 回）ふれあいバス改善方針について協議
- ・平成 23 年 2 月 18 日（第 2 回）ふれあいバス改善方針について承認
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 23 年度

- ・平成 23 年 6 月 28 日（第 1 回）停留所の新規設置及び移動について協議・承認
- ・平成 24 年 2 月 20 日（第 2 回）翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 24 年度

- ・平成 24 年 5 月 24 日（第 1 回）平成 23 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 25 年 1 月 28 日（第 2 回）翌年度事業計画、路線延長に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について
- ・平成 25 年 3 月 27 日（第 3 回）自己評価とダイヤ改正について協議・承認

平成 25 年度

- ・平成 25 年 5 月 28 日（第 1 回）平成 24 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワー

ク計画について協議・承認

- ・平成 25 年 7 月 9 日（第 2 回）路線変更に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について協議

- ・平成 26 年 3 月 24 日（第 3 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 26 年度

- ・平成 26 年 5 月 27 日（第 1 回）平成 25 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認

- ・平成 27 年 2 月 18 日（第 2 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 27 年度

- ・平成 27 年 5 月 25 日（第 1 回）平成 26 年度決算報告、翌年度の事業計画、フィーダー系統確保維持計画について協議・承認

- ・平成 27 年 12 月 22 日（第 2 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 28 年度

- ・平成 28 年 5 月 31 日（第 1 回）平成 27 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議（予定）

1 5. 利用者等の意見の反映状況

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において検討結果に基づき策定

1 6. 協議会メンバーの構成

別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】	(住 所)	三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号
	(所 属)	市長公室政策調整係
	(氏 名)	濱口 久範
	(電 話)	0597-23-8134
	(e-mail)	sechousei@city.owase.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
三重県 尾鷲市	尾鷲市	(1) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～朝日町～紀伊松本)	2,356.5	1,215		乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(2) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～光ヶ丘～尾鷲駅)	1,658.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (3) (尾鷲駅～朝日町～夢古道お わせ前)	308.0			乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(4) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地 区(須賀利～島勝)	1,842.0			乗合バス型	①	バス停(島勝)にて 幹線「 島勝線 」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバス八鬼山 (5) 線(瀬木山～三木浦～三木里 駅前)	12,007.5	4,127		乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	三重交通	(6) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山 線(三木里駅前～東古江)	320.5			乗合バス型	②(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバスハラソ (7) 線(天満堤防～三木里駅前～ 梶賀)	8,616.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
合 計				5,342					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,342					

国庫補助 上限額 (千円)	5,342
---------------------	-------

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
三重県 尾鷲市	尾鷲市	(1) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～朝日町～紀伊松本)	2,356.5	1,215		乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(2) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～光ヶ丘～尾鷲駅)	1,658.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (3) (尾鷲駅～朝日町～夢古道お わせ前)	308.0			乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(4) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地 区(須賀利～島勝)	1,842.0			乗合バス型	①	バス停(島勝)にて 幹線「 島勝線 」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバス八鬼山 (5) 線(瀬木山～三木浦～三木里 駅前)	12,007.5	4,127		乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	三重交通	(6) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山 線(三木里駅前～東古江)	320.5			乗合バス型	②(1)	JR三木里にて 「紀勢本線」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバスハラソ (7) 線(天満堤防～三木里駅前～ 梶賀)	8,616.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
合 計				5,342					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,342					

国庫補助 上限額 (千円)	5,342
---------------------	-------

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

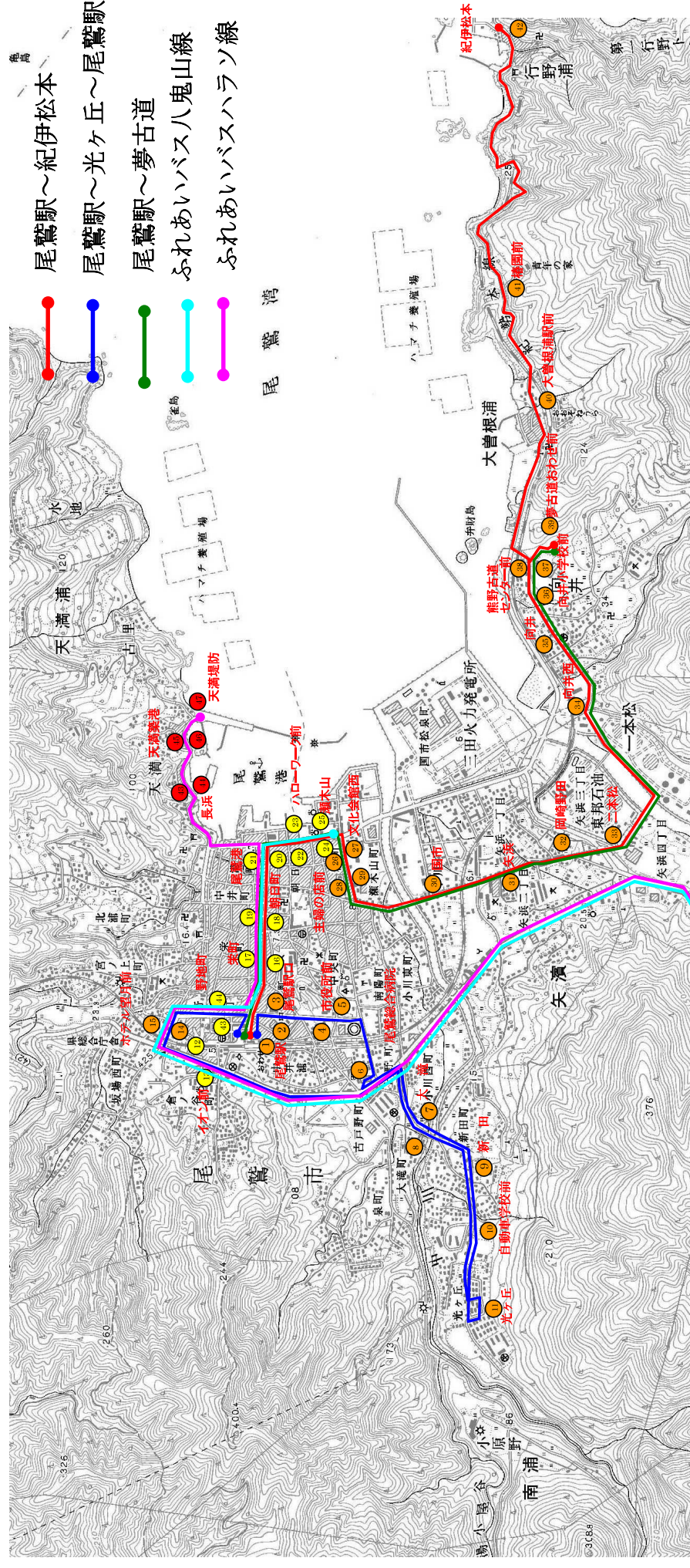
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
三重県 尾鷲市	尾鷲市	(1) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～朝日町～紀伊松本)	2,356.5	1,215		乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(2) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (尾鷲駅～光ヶ丘～尾鷲駅)	1,658.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区 (3) (尾鷲駅～朝日町～夢古道お わせ前)	308.0			乗合バス型	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(4) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地 区(須賀利～島勝)	1,842.0			乗合バス型	①	バス停(島勝)にて 幹線「 島勝線 」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバス八鬼山 (5) 線(瀬木山～三木浦～三木里 駅前)	12,007.5	4,127		乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
	三重交通	(6) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山 線(三木里駅前～東古江)	320.5			乗合バス型	②(1)	JR三木里にて 「紀勢本線」に接続	③
	三重交通	尾鷲市コミュニティバスハラソ (7) 線(天満堤防～三木里駅前～ 梶賀)	8,616.5			乗合バス型	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	③
合 計				5,342					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,342					

国庫補助 上限額 (千円)	5,342
---------------------	-------

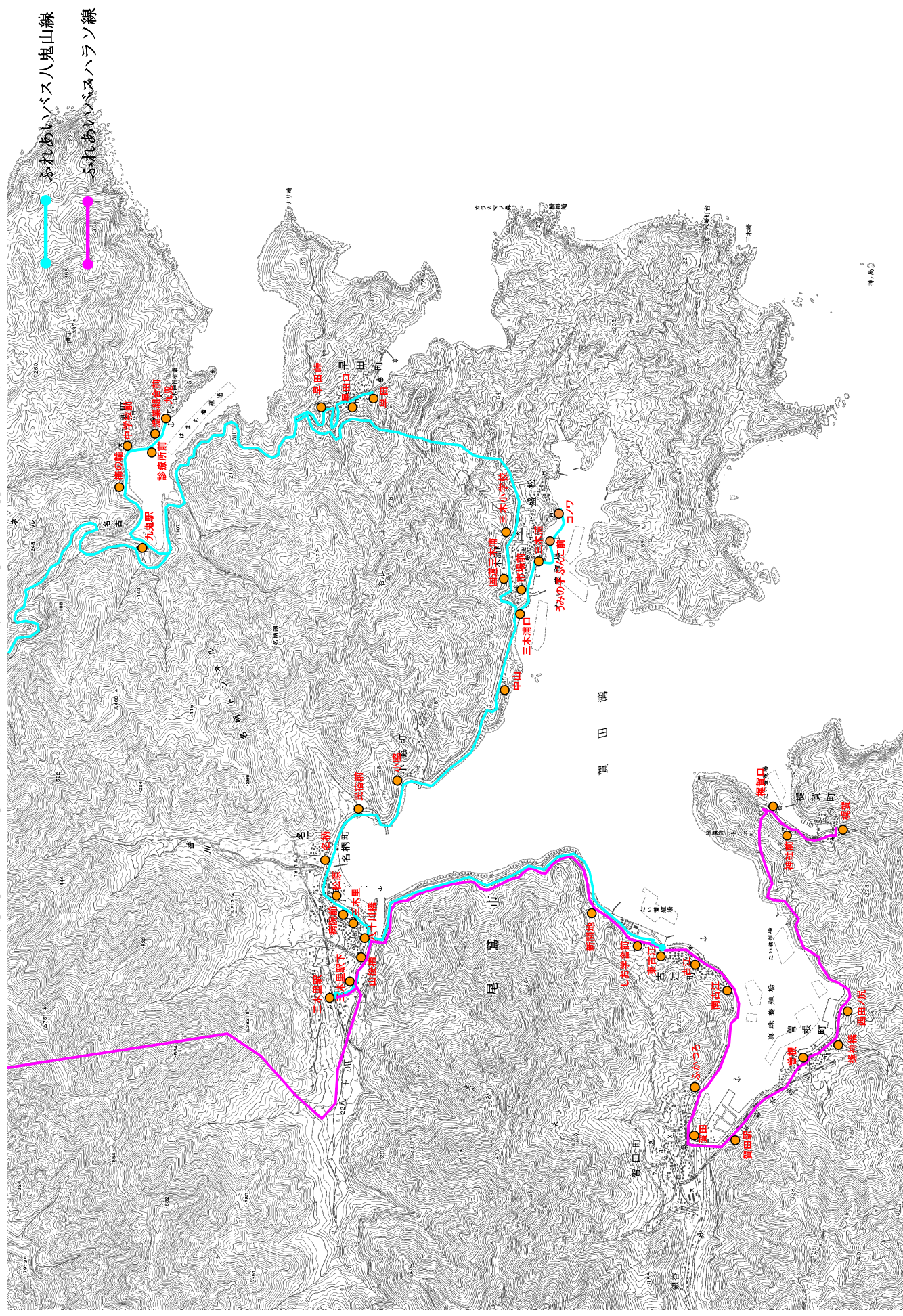
(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

ふれあいバス路線図



路線及び停留所図面(九鬼・早田・輪内地区)



ふれあいバス須賀利地区路線図



旧小学校前～島勝



ふれあいバス八鬼山線 時刻表

平成25年5月1日～

東古江→三木里駅→三木浦→早田→漁業組合前→尾鷲市街

停留所名	区 間 時 分	時 刻				
東古江	0	6:32				
しお学舎前	0	6:32				
新開地	0	6:32		ハラソ線	ハラソ線	
八十川橋	5	6:37		梶賀より	梶賀より	
山後橋	1	6:38		9:34着	13:24着	
三木里駅	0	6:38		↓	↓	
三木里駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30	17:10
三木里駅	下 1		6:41	9:41	13:31	17:11
山後橋	0		6:41	9:41	13:31	17:11
八十川橋	1		6:42	9:42	13:32	17:12
三木里	0		6:42	9:42	13:32	17:12
病院前	1		6:43	9:43	13:33	17:13
松原	0		6:43	9:43	13:33	17:13
名柄	1		6:44	9:44	13:34	17:14
民宿前	0		6:44	9:44	13:34	17:14
小脇	2		6:46	9:46	13:36	17:16
中山	2		6:48	9:48	13:38	17:18
三木浦	口 1		6:49	9:49	13:39	17:19
市場前	0		6:49	9:49	13:39	17:19
三木浦	1		6:50	9:50	13:40	17:20
うみの子ぶんこ前	1		6:51	9:51	13:41	17:21
コノワ（着）	1		6:52	9:52	13:42	17:22
コノワ（発）	1		6:53	9:53	13:43	17:23
うみの子ぶんこ前	1		6:54	9:54	13:44	17:24
三木浦	1		6:55	9:55	13:45	17:25
市場前	0		6:55	9:55	13:45	17:25
三木浦	口 0		6:55	9:55	13:45	17:25
国道三木浦	2		6:57	9:57	13:47	17:27
三木小学校前	1		6:58	9:58	13:48	17:28
早田峠	5		7:03	10:03	13:53	17:33
早田	口 1		7:04	10:04	13:54	17:34
早田（着）	1		7:05	10:05	13:55	17:35
早田（発）	1		7:06	10:06	13:56	17:36
早田	口 1		7:07	10:07	13:57	17:37
早田峠	0		7:07	10:07	13:57	17:37
九鬼駅	7		7:14	10:14	14:04	17:44
梅の輪	1		7:15	10:15	14:05	17:45
中学校前	1		7:16	10:16	14:06	17:46
診療所前	1		7:17	10:17	14:07	17:47
漁業組合前	0		7:17	10:17	14:07	17:47
九鬼町（着）	1		7:18	10:18	14:08	17:48
九鬼町（発）	1		7:19	10:19	14:09	17:49
漁業組合前	0		7:19	10:19	14:09	17:49
診療所前	1		7:20	10:20	14:10	17:50
中学校前	1		7:21	10:21	14:11	17:51
梅の輪	1		7:22	10:22	14:12	17:52
九鬼駅	1		7:23	10:23	14:13	17:53
国道矢浜	15		7:38	10:38	14:28	18:08
尾鷲市病院前	3		7:41	10:41	14:31	18:11
イオン前	1		7:42	10:42	14:32	18:12
野地町	2		7:44	10:44	14:34	18:14
栄町	1		7:45	10:45	14:35	18:15
朝日町	1		7:46	10:46	14:36	18:16
尾鷲港	1		7:47	10:47	14:37	18:17
ハローワーク前	0		7:47	10:47	14:37	18:17
瀬木山	1		7:48	10:48	14:38	18:18

尾鷲市街→漁業組合前→早田→三木浦→三木里駅→東古江

停留所名	区 間 時 分	時 刻				
瀬木山		8:05	12:00	15:50	18:55	
ハローワーク前	0	8:05	12:00	15:50	18:55	
尾鷲港	1	8:06	12:01	15:51	18:56	
朝日町	1	8:07	12:02	15:52	18:57	
栄町	1	8:08	12:03	15:53	18:58	
野地町	1	8:09	12:04	15:54	18:59	
イオン前	2	8:11	12:06	15:56	19:01	
尾鷲市病院前	1	8:12	12:07	15:57	19:02	
国道矢浜	2	8:14	12:09	15:59	19:04	
九鬼駅	15	8:29	12:24	16:14	19:19	
梅の輪	1	8:30	12:25	16:15	19:20	
中学校前	1	8:31	12:26	16:16	19:21	
診療所前	1	8:32	12:27	16:17	19:22	
漁業組合前	0	8:32	12:27	16:17	19:22	
九鬼町（着）	1	8:33	12:28	16:18	19:23	
九鬼町（発）	1	8:34	12:29	16:19	19:24	
漁業組合前	0	8:34	12:29	16:19	19:24	
診療所前	1	8:35	12:30	16:20	19:25	
中学校前	1	8:36	12:31	16:21	19:26	
梅の輪	1	8:37	12:32	16:22	19:27	
九鬼駅	1	8:38	12:33	16:23	19:28	
早田峠	6	8:44	12:39	16:29	19:34	
早田	口 1	8:45	12:40	16:30	19:35	
早田（着）	1	8:46	12:41	16:31	19:36	
早田（発）	1	8:47	12:42	16:32	19:37	
早田	口 1	8:48	12:43	16:33	19:38	
早田峠	0	8:48	12:43	16:33	19:38	
三木小学校前	7	8:55	12:50	16:40	19:45	
国道三木浦	1	8:56	12:51	16:41	19:46	
三木浦	口 1	8:57	12:52	16:42	19:47	
市場前	0	8:57	12:52	16:42	19:47	
三木浦	1	8:58	12:53	16:43	19:48	
うみの子ぶんこ前	1	8:59	12:54	16:44	19:49	
コノワ（着）	1	9:00	12:55	16:45	19:50	
コノワ（発）	1	9:01	12:56	16:46	19:51	
うみの子ぶんこ前	1	9:02	12:57	16:47	19:52	
三木浦	1	9:03	12:58	16:48	19:53	
市場前	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
三木浦	口 0	9:03	12:58	16:48	19:53	
中山	2	9:05	13:00	16:50	19:55	
小脇	2	9:07	13:02	16:52	19:57	
民宿前	2	9:09	13:04	16:54	19:59	
名柄	0	9:09	13:04	16:54	19:59	
松原	1	9:10	13:05	16:55	20:00	
病院前	0	9:10	13:05	16:55	20:00	
三木里	1	9:11	13:06	16:56	20:01	
八十川橋	0	9:11	13:06	16:56	20:01	
山後橋	1	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅	下 0	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅	駅 1	9:13	13:08	16:58	20:03	20:08
三木里駅	下 1	↓	↓	↓	↓	20:09
山後橋	0	9:35発	13:25発	17:20発		20:09
八十川橋	1	ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線		20:10
新開地	5	瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き		20:15
しお学舎前	0					20:15
東古江	0					20:15

ふれあいバスハラソ線 時刻表

平成25年10月1日

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	区 間 時 分	時 刻			
			※1 ※2	※1 ※2	※2
梶 賀		7:10	9:10	13:00	16:55
神 社 前	1	7:11	9:11	13:01	16:56
梶 賀 口	0	7:11	9:11	13:01	16:56
西 田 ノ 尻	5	7:16	9:16	13:06	17:01
逢 神 橋	1	7:17	9:17	13:07	17:02
曾 根	1	7:18	9:18	13:08	17:03
賀 田 駅 (着)	2	7:20	9:20	13:10	17:05
賀 田 駅 (発)	0	7:20	9:20	13:10	17:05
賀 田	1	7:21	9:21	13:11	17:06
ふ か つ ろ	2	7:23	9:23	13:13	17:08
南 古 江	2	7:25	9:25	13:15	17:10
古 江	1	7:26	9:26	13:16	17:11
東 古 江	1	7:27	9:27	13:17	17:12
し お 学 舎 前	0	7:27	9:27	13:17	17:12
新 開 地	0	7:27	9:27	13:17	17:12
八 十 川 橋	5	7:32	9:32	13:22	17:17
山 後 橋	1	7:33	9:33	13:23	17:18
三 木 里 駅 下	0	7:33	9:33	13:23	17:18
三 木 里 駅 (着)	1	7:34	9:34	13:24	17:19
三 木 里 駅 (発)	1	7:35	9:35	13:25	17:20
国 道 矢 浜	13	7:48	9:48	13:38	17:33
尾 鷲 市 病 院 前	3	7:51	9:51	13:41	17:36
イ オ ン 前	1	7:52	9:52	13:42	17:37
野 地 町	2	7:54	9:54	13:44	17:39
栄 町	1	7:55	9:55	13:45	17:40
朝 日 町	1	7:56	9:56	13:46	17:41
尾 鷲 港	1	7:57	9:57	13:47	17:42
長 浜	2	7:59	9:59	13:49	17:44
天 満 築 港	1	8:00	10:00	13:50	17:45
天 満 堤 防	0	8:00	10:00	13:50	17:45

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	区 間 時 分	時 刻			
天 満 堤 防		8:13	11:53	15:53	18:48
天 満 築 港	0	8:13	11:53	15:53	18:48
長 浜	1	8:14	11:54	15:54	18:49
尾 鷲 港	2	8:16	11:56	15:56	18:51
朝 日 町	1	8:17	11:57	15:57	18:52
栄 町	1	8:18	11:58	15:58	18:53
野 地 町	1	8:19	11:59	15:59	18:54
イ オ ン 前	2	8:21	12:01	16:01	18:56
尾 鷲 市 病 院 前	1	8:22	12:02	16:02	18:57
国 道 矢 浜	2	8:24	12:04	16:04	18:59
三 木 里 駅 (着)	14	8:38	12:18	16:18	19:13
三 木 里 駅 (発)	1	8:39	12:19	16:19	19:14
三 木 里 駅 下	1	8:40	12:20	16:20	19:15
山 後 橋	0	8:40	12:20	16:20	19:15
八 十 川 橋	1	8:41	12:21	16:21	19:16
新 開 地	5	8:46	12:26	16:26	19:21
し お 学 舎 前	0	8:46	12:26	16:26	19:21
東 古 江	0	8:46	12:26	16:26	19:21
古 江	1	8:47	12:27	16:27	19:22
南 古 江	1	8:48	12:28	16:28	19:23
ふ か つ ろ	2	8:50	12:30	16:30	19:25
賀 田	2	8:52	12:32	16:32	19:27
賀 田 駅 (着)	1	8:53	12:33	16:33	19:28
賀 田 駅 (発)	0	8:53	12:33	16:33	19:28
曾 根	2	8:55	12:35	16:35	19:30
逢 神 橋	1	8:56	12:36	16:36	19:31
西 田 ノ 尻	1	8:57	12:37	16:37	19:32
梶 賀 口	5	9:02	12:42	16:42	19:37
神 社 前	0	9:02	12:42	16:42	19:37
梶 賀	1	9:03	12:43	16:43	19:38

ふれあいバス(尾鷲地区) 時刻表(H25.3.16～)

平成25年3月16日

紀伊松本 ↕ 尾鷲駅	紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45			↓	11:25		↓	14:05		↓	16:55	
	椿園前	↓	7:28	↓	8:48			↓	11:28		↓	14:08		↓	16:58	
	大曾根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50			↓	11:30		↓	14:10		↓	17:00	
	夢古道おわせ前									↓	13:04			↓	17:03	
	熊野古道センター前	↓	7:32	↓	8:52			↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12		↓	17:04
	向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52			↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12		↓	17:04
	向井	↓	7:33	↓	8:53			↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13		↓	17:05
	向井西	↓	7:33	↓	8:53			↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13		↓	17:05
	二本松	↓	7:35	↓	8:55			↓	11:35	↓	13:08	↓	14:15		↓	17:07
	岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56			↓	11:36	↓	13:09	↓	14:16		↓	17:08
	矢浜	↓	7:37	↓	8:57			↓	11:37	↓	13:10	↓	14:17		↓	17:09
	国市	↓	7:38	↓	8:58			↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18		↓	17:10
	主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58			↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18		↓	17:10
	文化会館西	↓	7:39	↓	8:59			↓	11:39	↓	13:12	↓	14:19		↓	17:11
	瀬木山	↓	7:40	↓	9:00			↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20		↓	17:12
	ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00			↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20		↓	17:12
	尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01			↓	11:41	↓	13:14	↓	14:21		↓	17:13
	朝日町	↓	7:42	↓	9:02			↓	11:42	↓	13:15	↓	14:22		↓	17:14
	栄町	↓	7:43	↓	9:03			↓	11:43	↓	13:16	↓	14:23		↓	17:15
	尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05			↓	11:45	↓	13:18	↓	14:25		↓	17:17

尾鷲駅 ↕ 尾鷲総合病院 ↕ 光ヶ丘 ↕ 尾鷲駅	尾鷲駅	↓	7:50	↓	9:10	↓	10:00	↓	10:30	↓	11:50	↓	13:18		↓	15:40	↓	17:20	↓	18:00
	尾鷲駅口	↓	7:52	↓	9:12	↓	10:02	↓	10:32	↓	11:52	↓	13:20		↓	15:42	↓	17:22	↓	18:02
	市役所前	↓	7:53	↓	9:13	↓	10:03	↓	10:33	↓	11:53	↓	13:21		↓	15:43	↓	17:23	↓	18:03
	尾鷲総合病院	↓	7:55	↓	9:15	↓	10:05	↓	10:35	↓	11:55	↓	13:23		↓	15:45	↓	17:25	↓	18:05
	大滝	↓	7:57	↓	9:17	↓	10:07	↓	10:37	↓	11:57	↓	13:25		↓	15:47	↓	17:27	↓	18:07
	新田	↓	7:58	↓	9:18	↓	10:08	↓	10:38	↓	11:58	↓	13:26		↓	15:48	↓	17:28	↓	18:08
	自動車学校前	↓	7:59	↓	9:19	↓	10:09	↓	10:39	↓	11:59	↓	13:27		↓	15:49	↓	17:29	↓	18:09
	光ヶ丘	↓	8:00	↓	9:20	↓	10:10	↓	10:40	↓	12:00	↓	13:28		↓	15:50	↓	17:30	↓	18:10
	大滝	↓	8:02	↓	9:22	↓	10:12	↓	10:42	↓	12:02	↓	13:30		↓	15:52	↓	17:32	↓	18:12
	尾鷲総合病院	↓	8:04	↓	9:24	↓	10:14	↓	10:44	↓	12:04	↓	13:32		↓	15:54	↓	17:34	↓	18:14
	イオン前	↓	8:06	↓	9:26	↓	10:16	↓	10:46	↓	12:06	↓	13:34		↓	15:56	↓	17:36	↓	18:16
	ホテル望月前	↓	8:07	↓	9:27	↓	10:17	↓	10:47	↓	12:07	↓	13:35		↓	15:57	↓	17:37	↓	18:17
	野地町	↓	8:09	↓	9:29	↓	10:19	↓	10:49	↓	12:09	↓	13:36		↓	15:59	↓	17:39	↓	18:19
	尾鷲駅	↓	8:10	↓	9:30	↓	10:20	↓	10:50	↓	12:10	↓	13:38		↓	16:00	↓	17:40	↓	18:20

尾鷲駅 ↕ 紀伊松本	尾鷲駅	↓	8:20			↓	10:55			↓	12:50	↓	13:40		↓	16:05			↓	18:20
	栄町	↓	8:22			↓	10:57			↓	12:52	↓	13:42		↓	16:07			↓	18:22
	朝日町	↓	8:23			↓	10:58			↓	12:53	↓	13:43		↓	16:08			↓	18:23
	尾鷲港	↓	8:24			↓	10:59			↓	12:54	↓	13:44		↓	16:09			↓	18:24
	ハローワーク前	↓	8:24			↓	10:59			↓	12:54	↓	13:44		↓	16:09			↓	18:24
	瀬木山	↓	8:25			↓	11:00			↓	12:55	↓	13:45		↓	16:10			↓	18:25
	文化会館西	↓	8:25			↓	11:00			↓	12:55	↓	13:45		↓	16:10			↓	18:25
	主婦の店前	↓	8:26			↓	11:01			↓	12:56	↓	13:46		↓	16:11			↓	18:26
	国市	↓	8:27			↓	11:02			↓	12:57	↓	13:47		↓	16:12			↓	18:27
	矢浜	↓	8:28			↓	11:03			↓	12:58	↓	13:48		↓	16:13			↓	18:28
	岡崎野田	↓	8:29			↓	11:04			↓	13:00	↓	13:49		↓	16:14			↓	18:29
	二本松	↓	8:30			↓	11:05			↓	13:00	↓	13:50		↓	16:15			↓	18:30
	向井西	↓	8:32			↓	11:07			↓	13:02	↓	13:52		↓	16:17			↓	18:32
	向井	↓	8:32			↓	11:07			↓	13:02	↓	13:52		↓	16:17			↓	18:32
	向井小学校前	↓	8:33			↓	11:08			↓	13:03	↓	13:53		↓	16:18			↓	18:33
	熊野古道センター前	↓	8:33			↓	11:08			↓	13:03	↓	13:53		↓	16:18			↓	18:33
	夢古道おわせ前	↓	8:34							↓	13:04									
	大曾根浦駅前	↓	8:37			↓	11:10					↓	13:55		↓	16:20			↓	18:35
	椿園前	↓	8:39			↓	11:12					↓	13:57		↓	16:22			↓	18:37
	紀伊松本	↓	8:41			↓	11:15					↓	14:00		↓	16:25			↓	18:40

平成25年10月1日

ふれあいバス須賀利地区(尾鷲方面)					
停留所名	時 刻				
旧小学校前	7:15	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	7:17	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	7:18	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	7:30	9:30	12:30	14:30	16:30
ふれあいバス須賀利地区(須賀利方面)					
停留所名	時 刻				
島勝	7:35	9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	7:43	9:43	12:43	14:43	16:43
荷捌き場前	7:44	9:44	12:44	14:44	16:44
新浜	7:44	9:44	12:44	14:44	16:44
漁業前	7:45	9:45	12:45	14:45	16:45
旧小学校前	7:46	9:46	12:46	14:46	16:46

※日曜は運休

【ふれあいバス八鬼山線 時刻表】 既存交通との整合性(H25.4.1～)【三重交通バス(H27.11.2～)、JR(H28.3.26～)】

八鬼山線については、三木里駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

平成25年5月1日～

東古江→三木里駅→三木浦→早田→漁業組合前→尾鷲市街

停留所名	区 間	時 分	時 刻	時 刻	時 刻
東 古 江	0	6:32		JR紀勢線 新宮行(9:20着)	
し お 学 舎 前	0	6:32		↓	
新 開 地	0	6:32		↓	
八 十 川 橋	5	6:37	JR紀勢線 新宮行(6:08着)	ハラソ線 梶賀より 9:34着	ハラソ線 梶賀より 13:24着
山 後 橋	1	6:38	↓	↓	↓
三 木 里 駅 下	0	6:38	↓	↓	↓
三 木 里 駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30
三 木 里 駅 下	1	↓	6:41	9:41	13:31
山 後 橋	0	↓	6:41	9:41	13:31
八 十 川 橋	1	JR紀勢線 多気行(7:14発)	6:42	9:42	13:32
三 木 里 0			6:42	9:42	13:32
病 院 前 1			6:43	9:43	13:33
松 原 0			6:43	9:43	13:33
名 柄 1			6:44	9:44	13:34
民 宿 前 0			6:44	9:44	13:34
小 脇 2			6:46	9:46	13:36
中 山 2			6:48	9:48	13:38
三 木 浦 口 1			6:49	9:49	13:39
市 場 前 0			6:49	9:49	13:39
三 木 浦 1			6:50	9:50	13:40
うみの子ぶんこ前 1			6:51	9:51	13:41
コノワ(着) 1			6:52	9:52	13:42
コノワ(発) 1			6:53	9:53	13:43
うみの子ぶんこ前 1			6:54	9:54	13:44
三 木 浦 1			6:55	9:55	13:45
市 場 前 0			6:55	9:55	13:45
三 木 浦 口 0			6:55	9:55	13:45
国 道 三 木 浦 2			6:57	9:57	13:47
三 木 小 学 校 前 1			6:58	9:58	13:48
早 田 峠 5			7:03	10:03	13:53
早 田 口 1			7:04	10:04	13:54
早 田 (着) 1			7:05	10:05	13:55
早 田 (発) 1			7:06	10:06	13:56
早 田 口 1			7:07	10:07	13:57
早 田 峠 0			7:07	10:07	13:57
九 鬼 駅 7			7:14	10:14	14:04
梅 の 輪 1			7:15	10:15	14:05
中 学 校 前 1			7:16	10:16	14:06
診 療 所 前 1			7:17	10:17	14:07
漁 業 組 合 前 0			7:17	10:17	14:07
九 鬼 町 (着) 1			7:18	10:18	14:08
九 鬼 町 (発) 1			7:19	10:19	14:09
漁 業 組 合 前 0					
診 療 所 前 1					
中 学 校 前 1					
梅 の 輪 1					
九 鬼 駅 1					
国 道 矢 浜 15					
尾 鷲 市 病 院 前 3		7:36	7:41	10:41	14:31
イ オ ン 前 1			↓	↓	↓
野 地 町 2			↓	↓	↓
栄 町 1					
朝 日 町 1					
尾 鷲 港 1					
ハ ロ ー ワ ー ク 前 0					
瀬 木 山 1			7:48	10:48	

尾鷲市街→漁業組合前→早田→三木浦→三木里駅→東古江

停留所名	区 間	時 分	時 刻	時 刻	時 刻
瀬 木 山 0			8:05	12:00	三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(15:06着) 南紀特急松阪 上り(15:13着) 南紀高速名古屋 上り(17:56着) 尾鷲方面行 上り(18:14着) 南紀特急松阪 上り(18:18着)
ハ ロ ー ワ ー ク 前 0			↓	↓	↓
尾 鷲 港 1			三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(7:36着) 南紀特急松阪 上り(8:03着)	三重交通バス 南紀特急松阪 上り(11:08着) 南紀特急松阪 下り(12:05着)	
朝 日 町 1			↓	↓	↓
栄 町 1			↓	↓	↓
野 地 町 1			↓	↓	↓
イ オ ン 前 2			↓	↓	↓
尾 鷲 市 病 院 前 1			8:12	12:07	15:57
国 道 矢 浜 2			↓	↓	↓
九 鬼 駅 15			↓	↓	↓
梅 の 輪 1			三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(8:36発) 南紀特急松阪 上り(9:13発) 南紀特急松阪 下り(9:39着)	三重交通バス 南紀特急松阪 上り(12:36発) 南紀特急松阪 上り(13:13発) 南紀特急松阪 下り(13:36発) 南紀高速名古屋 下り(13:14発)	三重交通バス 南紀特急松阪 下り(16:59着) 南紀特急松阪 下り(19:05着) 南紀特急松阪 下り(19:14着)
中 学 校 前 1					
診 療 所 前 1					
漁 業 組 合 前 0					
九 鬼 町 (着) 1		8:33		16:18	19:23
九 鬼 町 (発) 1		8:34		16:19	19:24
漁 業 組 合 前 0		8:34		16:19	19:24
診 療 所 前 1		8:35		16:20	19:25
中 学 校 前 1		8:36		16:21	19:26
梅 の 輪 1		8:37		16:22	19:27
九 鬼 駅 1		8:38		16:23	19:28
早 田 峠 6		8:44		16:29	19:34
早 田 口 1		8:45		16:30	19:35
早 田 (着) 1		8:46		16:31	19:36
早 田 (発) 1		8:47		16:32	19:37
早 田 口 1		8:48		16:33	19:38
早 田 峠 0		8:48		16:33	19:38
三 木 小 学 校 前 7		8:55		16:40	19:45
国 道 三 木 浦 1		8:56		16:41	19:46
三 木 浦 口 1		8:57		16:42	19:47
市 場 前 0		8:57		16:42	19:47
三 木 浦 1		8:58		16:43	19:48
うみの子ぶんこ前 1		8:59		16:44	19:49
コノワ(着) 1		9:00		16:45	19:50
コノワ(発) 1		9:01		16:46	19:51
うみの子ぶんこ前 1		9:02		16:47	19:52
三 木 浦 1		9:03		16:48	19:53
市 場 前 0		9:03		16:48	19:53
三 木 浦 口 0		9:03		16:48	19:53
中 山 2		9:05		16:50	19:55
小 脇 2		9:07		16:52	19:57
民 宿 前 2		9:09		16:54	19:59
名 柄 0		9:09		16:54	19:59
松 原 1		9:10		16:55	20:00
病 院 前 0		9:10		16:55	20:00
三 木 里 1		9:11		16:56	20:01
八 十 川 橋 0		9:11		16:56	20:01
山 後 橋 1		9:12		16:57	20:02
三 木 里 駅 下 0		9:12		16:57	20:02
三 木 里 駅 1		9:13	13:08	16:58	20:03
三 木 里 駅 下 1		↓	↓	↓	↓
山 後 橋 0		9:35発	13:25発	17:20発	JR紀勢線 新宮行(20:10発)
八 十 川 橋 1		ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線	長島行(20:41発)
新 開 地 5		瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き	
し お 学 舎 前 0		↓	↓	↓	
東 古 江 0		JR紀勢線 新宮行(9:20発)		JR紀勢線 新宮行(17:30発) 多気行(17:17発)	

【ふれあいバス ハラソ線 時刻表】③既存交通との整合性(H25.4.1～)〔三重交通バス(H27.11.2～)、JR(H28.3.26～)〕

ハラソ線については、賀田駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	時	刻	
梶賀	7:10	9:10	13:00
神社前	7:11	9:11	13:01
梶賀			JR紀勢線 多気行(7:08着)
西田ノ			JR紀勢線 多気行(8:47着)
逢神橋根	7:17	9:17	13:07
賀田駅(着)	7:20	9:20	13:10
賀田駅(発)	7:20	9:20	13:10
賀田	7:21	9:21	13:11
ふかつろ	7:23	9:23	13:13
南古江		JR紀勢線 新宮行(7:58発)	JR紀勢線 長島行(14:19発)
古江	7:25	9:25	13:15
東古江	7:27	9:27	13:17
しお学舎前	7:27		三重交通バス 南紀特急松阪 下り(9:39着)
新開地	7:27		南紀特急松阪 上り(9:37着)
八十川橋	7:32		
山子橋	7:33		
三木里駅		三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(7:36着)	三重交通バス 南紀特急松阪 上り(13:13着)
三木里駅(着)	9:34		三重交通バス 南紀高速名古屋 下り(17:14着)
三木里駅(発)	9:35		
国道矢浜	7:48	9:48	13:38
尾鷲市病院前	7:51	9:51	13:41
ジャスコ前	7:52	9:52	13:42
野地	7:54	9:54	13:44
栄			三重交通バス 南紀特急松阪 上り(8:03発)
朝日			三重交通バス 南紀特急松阪 下り(14:05発)
尾鷲			三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(17:56発)
長浜	7:59	9:59	13:49
天満築港	8:00	10:00	13:50
天満堤防	8:00	10:00	13:50

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	時	刻	
天満堤防	8:13	11:53	15:53
天満築港	8:13	11:53	15:53
長浜	8:14	11:54	15:54
尾鷲		11:56	15:56
朝日		11:57	15:57
栄		11:58	15:58
地		11:59	15:59
ジャスコ前	8:21	12:01	16:01
尾鷲市病院前	8:22	12:02	16:02
国道矢浜	8:24	12:04	16:04
三木里駅(着)	8:38	12:18	16:18
三木里駅		三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(8:36着)	三重交通バス 南紀高速名古屋 上り(12:36発)
三木里			三重交通バス 南紀特急松阪 下り(16:59発)
山子			
八十川橋	8:41	12:21	16:21
新開地	8:46	12:26	16:26
しお学舎前	8:46	12:26	16:26
東古江	8:46	12:26	16:26
南古江	8:48	12:28	16:28
ふかつろ	8:50	12:30	16:30
賀田	8:52	12:32	16:32
賀田駅(着)	8:53	12:33	16:33
賀田駅(発)	8:53	12:33	16:33
逢神橋根	8:55	12:35	16:35
西田ノ	8:56	12:36	16:36
梶賀	9:02	12:42	16:42
神社前	9:02	12:42	16:42
梶賀	9:03	12:43	16:43

尾鷲地区については、尾鷲駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

紀伊松本 ～ 尾鷲駅	紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45				↓	11:25			↓	14:05			↓	16:55			
	椿園前	↓	7:28	↓	8:48				↓	11:28			↓	14:08			↓	16:58			
	大曾根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50				↓	11:30			↓	14:10			↓	17:00			
	夢古道おわせ前										↓	13:04					↓	17:03			
	熊野古道 センター前	↓	7:32	↓	8:52				↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04			
	向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52				↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04			
	向井	↓	7:33	↓	8:53				↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05			
	向井西	↓	7:33	↓	8:53				↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05			
	二本松	↓	7:35	↓	8:55				↓	11:35	↓	13:08	↓	14:15			↓	17:07			
	岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56				↓	11:36	↓	13:09	↓	14:16			↓	17:08			
	矢浜	↓	7:37	↓	8:57				↓	11:37	↓	13:10	↓	14:17			↓	17:09			
	国市	↓	7:38	↓	8:58				↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10			
	主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58				↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10			
	文化会館西	↓	7:39	↓	8:59				↓	11:39	↓	13:12	↓	14:19			↓	17:11			
	瀬木山	↓	7:40	↓	9:00				↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12			
		三重交通バス 南紀特急松阪 上り(7:55発)	三重交通 バス 南紀特急松阪 下り(9:47発)		三重交通バス 南紀特急松阪 下り(12:13発) 尾鷲長島線 上り(11:50発) 島勝線 上り(11:40発)	三重交通バス 南紀特急松阪 上り(13:05着)	三重交通バス 南紀特急松阪 下り(14:13着)		三重交通バス 南紀特急松阪 下り(17:07着)												
	ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00						↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12			
	尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01						↓	13:14	↓	14:21			↓	17:13			
	朝日町	↓	7:42	↓	9:02						↓	13:15	↓	14:22			↓	17:14			
	栄町	↓	7:43	↓	9:03					↓	11:43	↓	13:16	↓	14:23			↓	17:15		
	尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05					↓	11:45	↓	13:18	↓	14:25			↓	17:17		
				↓					↓		↓		↓				↓				
				JR紀勢線 多気行 (9:13発) 特急南紀 名古屋行(10:02)					JR紀勢線 新宮行 (12:00発)		JR紀勢線 特急南紀 名古屋行 (13:32発)		JR紀勢線 長島行 (14:40発)			JR紀勢線 多気行 (17:37発)					

尾鷲駅 ↓ 紀伊松本				JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(10:46着)		JR紀勢線 多気行(12:26発) 南紀特急 勝浦行(12:44着)	JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(13:32着)		JR紀勢線 新宮行(15:51着) 南紀特急 勝浦行(15:37着)		JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(18:18着)				
				↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	尾鷲駅	↓	8:20		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	栄町	↓	8:22		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	朝日町	↓	8:23		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	尾鷲港	↓	8:24		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	ハローワーク前	↓	8:24		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	瀬木山	↓	8:25		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
		↓			↓	↓	↓	↓	↓	↓					
		三重交通バス 尾鷲島勝線 上り(8:40発)			三重交通バス 尾鷲島勝線 上り(11:40発)			三重交通バス 南紀特急松阪 上り(13:05発)			三重交通バス 尾鷲長島線 上り(14:00発)			三重交通バス 尾鷲長島線 上り(16:15発)	
	文化会館西	↓	8:25		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	主婦の店前	↓	8:26		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	国市	↓	8:27		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	矢浜	↓	8:28		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	岡崎野田	↓	8:29		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	二本松	↓	8:30		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	向井西	↓	8:32		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	向井	↓	8:32		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	向井小学校前	↓	8:33		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	熊野古道 センター前	↓	8:33		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	夢古道おわせ前	↓	8:34			↓	↓								
	大曾根浦駅前	↓	8:37		↓			↓	↓	↓	↓	↓			
	椿園前	↓	8:39		↓			↓	↓	↓	↓	↓			
紀伊松本	↓	8:41		↓			↓	↓	↓	↓	↓				

③既存交通との整合性

須賀利地区については、島勝バス停において、三重交通路線バス島勝線に接続しています。

須賀利地区						
旧小学校前	7:15	→	島勝	7:30	➡	三重交通 島勝線 (7:40発)
旧小学校前	7:46	←	島勝	7:35	⬅	三重交通 島勝線 (7:29着)
旧小学校前	9:15	→	島勝	9:30	➡	三重交通 島勝線 (9:40発)
旧小学校前	9:46	←	島勝	9:35	⬅	三重交通 島勝線 (9:29着)
旧小学校前	12:15	→	島勝	12:30	➡	三重交通 島勝線 (12:40発)
旧小学校前	12:46	←	島勝	12:35	⬅	三重交通 島勝線 (12:29着)
旧小学校前	14:15	→	島勝	14:30	➡	三重交通 島勝線 (14:40発)
旧小学校前	14:46	←	島勝	14:35	⬅	三重交通 島勝線 (14:29着)
旧小学校前	16:15	→	島勝	16:30	➡	三重交通 島勝線 (16:40発)
旧小学校前	16:46	←	島勝	16:35	⬅	三重交通 島勝線 (16:29着)

④運送事業者の決定方法、⑤運送業者を選定した経緯

○ふれあいバス尾鷲地区及び須賀利地区

1. 選定方法

- ・プロポーザル方式により選定

2. 選定の経緯

項 目	日 程
① 公募の周知及び公募要領等の配布	平成28年1月6日（水）から1月14日（木）
② 質問の受付期間	平成28年1月6日（水）から1月15日（金）
③ 質問への回答	平成28年1月18日（月）
④ 申請書類の受付期間	平成28年1月19日（火）から1月25日（月）
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）	平成28年1月28日（木）
⑥ 候補者の選定及び優秀者との交渉	平成28年1月28日（木）から1月29日（金）
⑦ 選定結果の通知及び公表	平成28年1月29日（金）
⑧ 協定の締結	平成28年2月12日（金）
⑨ 業務開始	平成28年4月1日（金）

3. 選定事業者

- ・三重交通株式会社

○ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線

1. 選定方法

- ・随意契約

4条（一般乗合旅客旅客自動車運送）許可を保有し、かつ近隣に営業所を有する事業者である。また、急な車両のトラブルについても早急な対応が可能であるとともに安価な委託料が見込める。

また、現在、本市において定期路線バスを運行しており、運行におけるノウハウ、安全面での実績がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当するものと判断し、随意契約といたしたい。

2. 選定の経緯

項 目	日 程
① 仕様書及び見積徴収依頼の送付	平成28年3月18日（金）
② 業者から提出された金額が予定価格内であったため、落札となり、契約締結	平成28年3月28日（月）

3. 選定業者

- ・三重交通株式会社

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	尾鷲市	平成29年度
------	-----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,235 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,235 千円
	営業費用	15,768 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	15,768 千円
	営業損益	▲ 13,533 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,533 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		71,011.5 km		経常収支率		14.17 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,278 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	2,278 千円
	営業費用	16,241 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	16,241 千円
	営業損益	▲ 13,963 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,963 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		71,011.5 km		経常収支率		14.02 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,088 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	2,088 千円
	営業費用	18,586 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	18,586 千円
	営業損益	▲ 16,498 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 16,498 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		71,011.5 km		経常収支率		11.23 %

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
東海	261円. 73銭	228円. 70銭	222円. 04銭	▲ 7.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	205円. 14銭	382円. 81銭	205円. 14銭	31円. 47銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル	計画実車走行キ ロ
			起点	主な 経由地	終点			チ		リ		ヌ			
東海	1	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365 日	1825 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365 日	3285 回	往 6.1km 循環	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	20,038.5km
	3	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道 おわせ前	365 日	365 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバ ス 須賀利地区	旧小学 校前	漁協前	島勝	313 日	1565 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	18,780.0km
合計		系統						往 28.0km 復 8.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	5,840,335 円	39円. 57銭	1,126,557 円	4,713,778 円	4,713,778 円	4,713千円	2,356.5 千円		
	2	4,110,697 円	39円. 57銭	792,923 円	3,317,774 円	3,317,774 円	3,317千円	1,658.5 千円		
	3	763,736 円	39円. 57銭	147,319 円	616,417 円	616,417 円	616千円	308. 千円		
	4	3,852,529 円	8円. 94銭	167,893 円	3,684,636 円	3,684,636 円	3,684千円	1,842. 千円		
合計		14,567,297 円		2,234,692 円	12,332,605 円	12,332,605 円	12,330 千円	6,165 千円	1,215千円	1,215 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	4,713,778 円										
	2	3,317,774 円										
	3	616,417 円										
	4	3,684,636 円										
合計		12,332,605 円	11,117,605 円	円	%	11,117,605 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	三重交通株式会社	平成29年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,064,938	千円	営業外収益	58,115	千円
	営業費用	7,130,224	千円	営業外費用	20,408	千円
	営業損益	△ 1,065,286	千円	営業外損益	37,707	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		21,883,811.8 km			経常収支率	85.63%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,092,911	千円	営業外収益	58,667	千円
	営業費用	7,389,763	千円	営業外費用	27,200	千円
	営業損益	△ 1,296,852	千円	営業外損益	31,467	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')		22,560,126.4 km			経常収支率	82.94%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,969,159	千円	営業外収益	34,224	千円
	営業費用	7,216,736	千円	営業外費用	31,815	千円
	営業損益	△ 1,247,577	千円	営業外損益	2,409	千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ")		22,100,102.8 km			経常収支率	82.82%

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年 $\square \div \text{ハ} = a$)	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = b$	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = c$	平均増減率 $((b \div a - 1) + (c \div b - 1)) \div 2 = d$
東海	327円98銭	328円76銭	326円75銭	-0.18%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 $c \times (1 + (d \div 2))^{\wedge} =$ —	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	326円16銭	361円31銭	326円16銭	279円79銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程				補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ				リ		ヌ			
								往	復	平均	往	復	平均	往	復		
東海	第1号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365	日	1,460.0	回	往 31.8 Km 復 31.8 Km	(平均) 31.8 Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	100.000%	92,856.0 Km
	第2号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365	日	365.0	回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市コミュニティバス ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	365	日	1,460.0	回	往 25.0 Km 復 25.0 Km	25.0 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	73,000.0 Km
合計		3系統								往 60.2 Km 復 60.2 Km	60.2 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		168,338.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
東海	第1号	30,285,912 円	67円53銭	6,270,566 円	24,015,346 円	24,015,346 円	24,015 千円	12,007.5 千円		
	第2号	809,529 円	67円53銭	167,610 円	641,919 円	641,919 円	641 千円	320.5 千円		
	第3号	23,809,680 円	90円09銭	6,576,570 円	17,233,110 円	17,233,110 円	17,233 千円	8,616.5 千円		
合計		54,905,121 円		13,014,746 円	41,890,375 円	41,890,375 円	41,889 千円	20,944 千円	4,127 千円	4,127 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	24,015,346 円										
	第2号	641,919 円										
	第3号	17,233,110 円										
合計		41,890,375 円	37,763,375 円	0 円	0.0 %	37,763,375 円	100.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度(a))」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度(b))」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができるとする。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	尾鷲市	平成30年度
------	-----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,235 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,235 千円
	営業費用	15,768 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	15,768 千円
	営業損益	▲ 13,533 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,533 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		71,011.5 km			経常収支率	14.17 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,278 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	2,278 千円
	営業費用	16,241 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	16,241 千円
	営業損益	▲ 13,963 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,963 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		71,011.5 km			経常収支率	14.02 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,088 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	2,088 千円
	営業費用	18,586 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	18,586 千円
	営業損益	▲ 16,498 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 16,498 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		71,011.5 km			経常収支率	11.23 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
東海	261円. 73銭	228円. 70銭	222円. 04銭	▲ 7.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	205円. 14銭	382円. 81銭	205円. 14銭	31円. 47銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル	計画実車走行キ ロ
			起点	主な 経由地	終点			チ		リ		ヌ			
東海	1	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365 日	1825 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365 日	3285 回	往 6.1km 循環	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	20,038.5km
	3	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道 おわせ前	365 日	365 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバ ス 須賀利地区	旧小学 校前	漁協前	島勝	313 日	1565 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	18,780.0km
合計		系統						往 28.0km 復 8.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	5,840,335 円	39円. 57銭	1,126,557 円	4,713,778 円	4,713,778 円	4,713千円	2,356.5 千円		
	2	4,110,697 円	39円. 57銭	792,923 円	3,317,774 円	3,317,774 円	3,317千円	1,658.5 千円		
	3	763,736 円	39円. 57銭	147,319 円	616,417 円	616,417 円	616千円	308. 千円		
	4	3,852,529 円	8円. 94銭	167,893 円	3,684,636 円	3,684,636 円	3,684千円	1,842. 千円		
合計		14,567,297 円		2,234,692 円	12,332,605 円	12,332,605 円	12,330 千円	6,165 千円	1,215千円	1,215 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	4,713,778 円										
	2	3,317,774 円										
	3	616,417 円										
	4	3,684,636 円										
合計		12,332,605 円	11,117,605 円	円	%	11,117,605 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	三重交通株式会社	平成30年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,064,938	千円	営業外収益	58,115	千円
	営業費用	7,130,224	千円	営業外費用	20,408	千円
	営業損益	△ 1,065,286	千円	営業外損益	37,707	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,883,811.8	km		経常収支率	85.63%	

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,092,911	千円	営業外収益	58,667	千円
	営業費用	7,389,763	千円	営業外費用	27,200	千円
	営業損益	△ 1,296,852	千円	営業外損益	31,467	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,560,126.4	km		経常収支率	82.94%	

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,969,159	千円	営業外収益	34,224	千円
	営業費用	7,216,736	千円	営業外費用	31,815	千円
	営業損益	△ 1,247,577	千円	営業外損益	2,409	千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ")	22,100,102.8	km		経常収支率	82.82%	

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年 □"÷ハ"=a	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'=b	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間) □÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+(c÷ b)-1))÷2=d
東海	327円98銭	328円76銭	326円75銭	-0.18%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 c×(1+(d÷2))÷ =	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	326円16銭	361円31銭	326円16銭	279円79銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程				補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ				リ		ヌ			
								往	復	平均	往	復	平均	往	復		
東海	第1号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365	日	1,460.0	回	往 31.8 Km 復 31.8 Km	(平均) 31.8 Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	100.000%	92,856.0 Km
	第2号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365	日	365.0	回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市コミュニティバス ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	365	日	1,460.0	回	往 25.0 Km 復 25.0 Km	25.0 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	73,000.0 Km
合計		3系統								往 60.2 Km 復 60.2 Km	60.2 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		168,338.0 Km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当 たり経常収益 ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少な いほうの額) ラ
東海	第1号	30,285,912 円	67円53銭	6,270,566 円	24,015,346 円	24,015,346 円	24,015 千円	12,007.5 千円		
	第2号	809,529 円	67円53銭	167,610 円	641,919 円	641,919 円	641 千円	320.5 千円		
	第3号	23,809,680 円	90円09銭	6,576,570 円	17,233,110 円	17,233,110 円	17,233 千円	8,616.5 千円		
合計		54,905,121 円		13,014,746 円	41,890,375 円	41,890,375 円	41,889 千円	20,944 千円	4,127 千円	4,127 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	24,015,346 円										
	第2号	641,919 円										
	第3号	17,233,110 円										
合計		41,890,375 円	37,763,375 円	0 円	0.0 %	37,763,375 円	100.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6（附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用（ヘ）」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（ニ）」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（c）」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度（a）」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度（b）」及び「平均増減率（d）」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができ。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	尾鷲市	平成31年度
------	-----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,235 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,235 千円
	営業費用	15,768 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	15,768 千円
	営業損益	▲ 13,533 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,533 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		71,011.5 km			経常収支率	14.17 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,278 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	2,278 千円
	営業費用	16,241 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	16,241 千円
	営業損益	▲ 13,963 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,963 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		71,011.5 km			経常収支率	14.02 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,088 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	2,088 千円
	営業費用	18,586 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	18,586 千円
	営業損益	▲ 16,498 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 16,498 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		71,011.5 km			経常収支率	11.23 %

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
東海	261円. 73銭	228円. 70銭	222円. 04銭	▲ 7.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	205円. 14銭	382円. 81銭	205円. 14銭	31円. 47銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キ ロ
			起点	主な 経由地	終点			チ		リ		ヌ		(チー(リ+ヌ)÷チ=ル	
東海	1	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365 日	1825 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365 日	3285 回	往 6.1km 循環	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	20,038.5km
	3	尾鷲市ふれあいバ ス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道 おわせ前	365 日	365 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバ ス 須賀利地区	旧小学 校前	漁協前	島勝	313 日	1565 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	18,780.0km
合計		系統						往 28.0km 復 8.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	5,840,335 円	39円. 57銭	1,126,557 円	4,713,778 円	4,713,778 円	4,713千円	2,356.5 千円		
	2	4,110,697 円	39円. 57銭	792,923 円	3,317,774 円	3,317,774 円	3,317千円	1,658.5 千円		
	3	763,736 円	39円. 57銭	147,319 円	616,417 円	616,417 円	616千円	308. 千円		
	4	3,852,529 円	8円. 94銭	167,893 円	3,684,636 円	3,684,636 円	3,684千円	1,842. 千円		
合計		14,567,297 円		2,234,692 円	12,332,605 円	12,332,605 円	12,330 千円	6,165 千円	1,215千円	1,215 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	4,713,778 円										
	2	3,317,774 円										
	3	616,417 円										
	4	3,684,636 円										
合計		12,332,605 円	11,117,605 円	円	%	11,117,605 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	三重交通株式会社	平成31年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,064,938	千円	営業外収益	58,115	千円
	営業費用	7,130,224	千円	営業外費用	20,408	千円
	営業損益	△ 1,065,286	千円	営業外損益	37,707	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,883,811.8	km		経常収支率	85.63%	

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,092,911	千円	営業外収益	58,667	千円
	営業費用	7,389,763	千円	営業外費用	27,200	千円
	営業損益	△ 1,296,852	千円	営業外損益	31,467	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,560,126.4	km		経常収支率	82.94%	

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,969,159	千円	営業外収益	34,224	千円
	営業費用	7,216,736	千円	営業外費用	31,815	千円
	営業損益	△ 1,247,577	千円	営業外損益	2,409	千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ")	22,100,102.8	km		経常収支率	82.82%	

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年 $\square'' \div \text{ハ}'' = a$)	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = b$	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = c$	平均増減率 $((b \div a - 1) + (c \div b - 1)) \div 2 = d$
東海	327円98銭	328円76銭	326円75銭	-0.18%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 $c \times (1 + (d \div 2))^{\wedge} =$ ー	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	326円16銭	361円31銭	326円16銭	279円79銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程				補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ				リ		ヌ			
								往	復	平均	往	復	平均	往	復		
東海	第1号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365	日	1,460.0	回	往 31.8 Km 復 31.8 Km	(平均) 31.8 Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	100.000%	92,856.0 Km
	第2号	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365	日	365.0	回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市コミュニティバス ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	365	日	1,460.0	回	往 25.0 Km 復 25.0 Km	25.0 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	100.000%	73,000.0 Km
合計		3系統								往 60.2 Km 復 60.2 Km	60.2 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		168,338.0 Km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当 たり経常収益 ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少な いほうの額) ラ
東海	第1号	30,285,912 円	67円53銭	6,270,566 円	24,015,346 円	24,015,346 円	24,015 千円	12,007.5 千円		
	第2号	809,529 円	67円53銭	167,610 円	641,919 円	641,919 円	641 千円	320.5 千円		
	第3号	23,809,680 円	90円09銭	6,576,570 円	17,233,110 円	17,233,110 円	17,233 千円	8,616.5 千円		
合計		54,905,121 円		13,014,746 円	41,890,375 円	41,890,375 円	41,889 千円	20,944 千円	4,127 千円	4,127 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	24,015,346 円										
	第2号	641,919 円										
	第3号	17,233,110 円										
合計		41,890,375 円	37,763,375 円	0 円	0.0 %	37,763,375 円	100.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表27)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度(a))」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度(b))」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

H27ふれあいバス輸送実績一覧表

平成26年10月～平成27年9月

事業者名		尾鷲市		三重交通		合計
項 目		ふれあいバス 尾鷲地区	ふれあいバス 須賀利地区	ふれあいバス 八鬼山線	ふれあいバス ハラソ線	
10月	運行日数	31日	27日	31日	31日	—
	乗車人員	1,476人	153人	2,056人	1,291人	4,976人
	運賃収入	182,950円	10,200円	601,496円	591,877円	1,386,523円
11月	運行日数	30日	25日	30日	30日	—
	乗車人員	1,356人	151人	1,600人	1,372人	4,479人
	運賃収入	178,816円	13,100円	523,340円	653,704円	1,368,960円
12月	運行日数	31日	27日	31日	31日	—
	乗車人員	1,354人	175人	1,695人	1,403人	4,627人
	運賃収入	176,160円	13,000円	547,941円	656,930円	1,394,031円
1月	運行日数	31日	27日	31日	31日	—
	乗車人員	1,298人	153人	2,052人	1,144人	4,647人
	運賃収入	150,365円	14,700円	569,878円	513,234円	1,248,177円
2月	運行日数	28日	24日	28日	28日	—
	乗車人員	1,269人	199人	1,700人	1,115人	4,283人
	運賃収入	160,590円	16,300円	509,680円	520,006円	1,206,576円
3月	運行日数	31日	26日	31日	31日	—
	乗車人員	1,484人	160人	1,926人	1,442人	5,012人
	運賃収入	197,612円	12,000円	591,182円	614,801円	1,415,595円
4月	運行日数	30日	26日	30日	30日	—
	乗車人員	1,311人	163人	1,899人	1,216人	4,589人
	運賃収入	161,750円	11,300円	565,600円	553,895円	1,292,545円
5月	運行日数	31日	26日	31日	31日	—
	乗車人員	1,363人	167人	1,584人	1,084人	4,198人
	運賃収入	166,620円	12,600円	509,826円	529,642円	1,218,688円
6月	運行日数	30日	26日	30日	30日	—
	乗車人員	1,421人	215人	1,839人	1,216人	4,691人
	運賃収入	179,571円	15,250円	498,780円	555,431円	1,249,032円
7月	運行日数	31日	27日	31日	31日	—
	乗車人員	1,433人	202人	2,002人	1,455人	5,092人
	運賃収入	173,890円	20,650円	571,855円	641,291円	1,407,686円
8月	運行日数	31日	26日	31日	31日	—
	乗車人員	1,418人	208人	2,297人	1,392人	5,315人
	運賃収入	179,040円	18,400円	677,456円	598,895円	1,473,791円
9月	運行日数	30日	26日	30日	30日	—
	乗車人員	1,394人	207人	2,007人	1,310人	4,918人
	運賃収入	159,481円	10,500円	586,044円	589,052円	1,345,077円
合計	運行日数	365日	313日	365日	365日	—
	乗車人員	16,577人	2,153人	22,657人	15,440人	56,827人
	運賃収入	2,066,845円	168,000円	6,753,078円	7,018,758円	16,006,681円
	運行費用	10,973,959円	6,989,309円	23,501,998円	20,307,368円	61,772,632円
収支率		18.83%	2.40%	28.73%	34.56%	25.91%

尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区

運賃収入2,066,845円÷実車走行キロ52,231.5km＝39.57円／km

尾鷲市ふれあいバス須賀利地区

運賃収入168,000円÷実車走行キロ18,780＝8.94円／km

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	尾鷲市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	8,401
交通不便地域	18,948

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
18,948	尾鷲市全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
18,948	対象人口 × 150 円 + 250 万	5,342,000

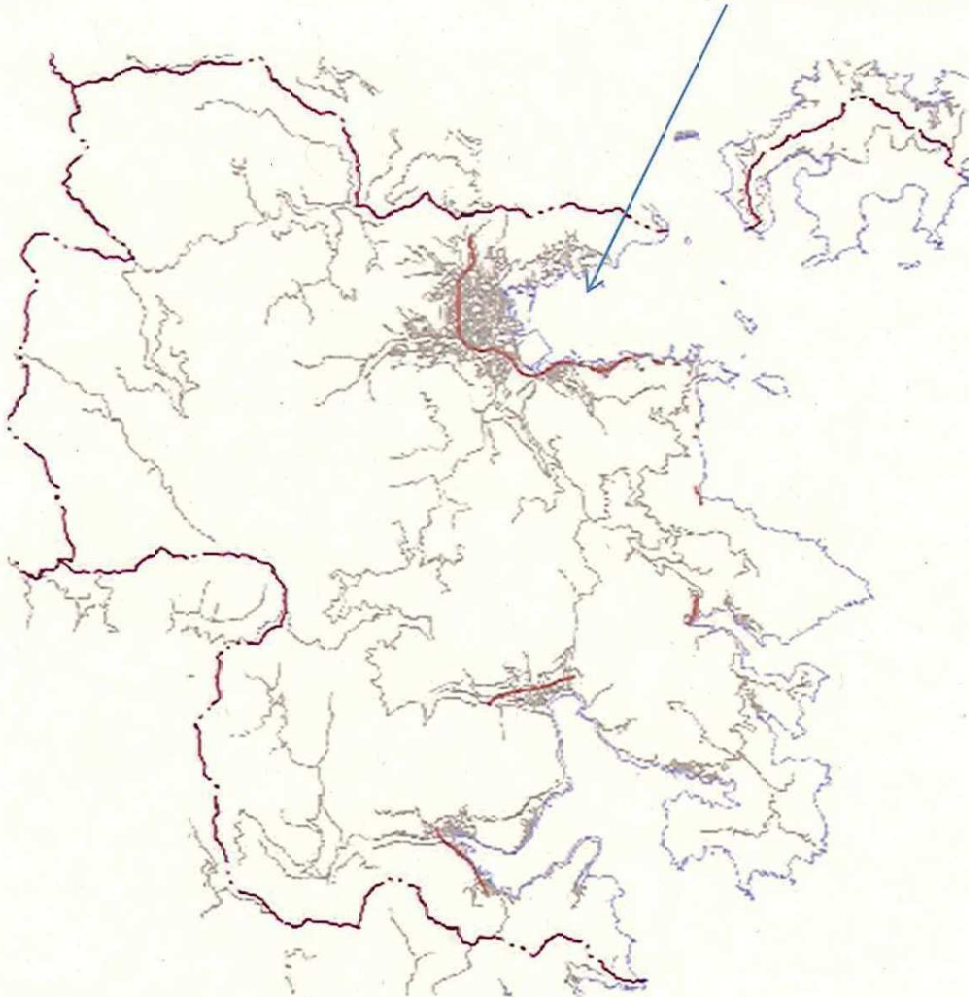
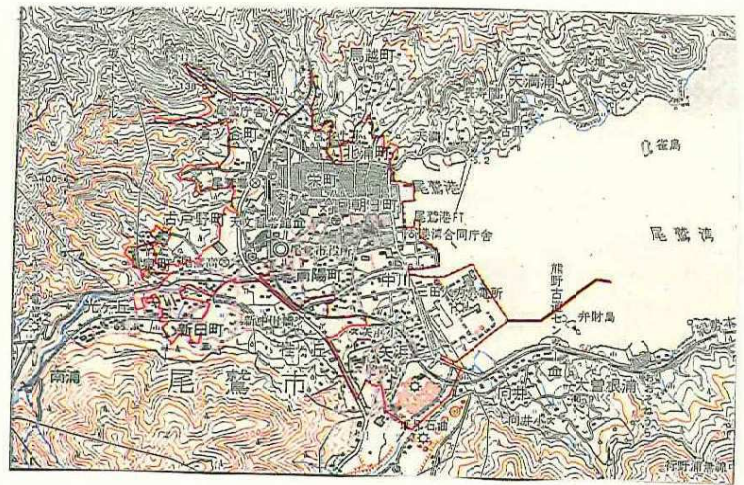
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

※枠の中が人口集中地区



交通不便地域（尾鷲市全域）

平成28年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員名簿

[委員]

氏 名	団体名等	役 職	備考
林 幸喜	副市長	会 長	
豊福 裕二	三重大学人文学部 教授	座長	
上村 紀美男	区長会会長 早田区長（利用者代表）	副会長	
北村 芳文	自治連合会副会長（利用者代表）	監事	
上村 隼右	老人クラブ連合会（利用者代表）	監事	
宇田 正明	区長会副会長 三木浦町内会長（利用者代表）		
中村 初彦	三重交通株式会社 南紀営業所長		
中西 義雄	三重県旅客自動車協会 紀北支部長 株式会社クリスタルタクシー尾鷲営業所長		
野村 秀海	三交南紀交通労働組合副執行委員長		
加藤 恒昭	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官		
名古 勉	尾鷲警察署交通課長		
富永 健太郎	三重県地域連携部交通政策課長		
田中 聡	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所長		
柘植 武志	三重県尾鷲建設事務所長		

[事務局]

氏 名	団体名等	役 職	備 考
大和 勝浩	尾鷲市市長公室長	事務局長	
岩本 功	尾鷲市市長公室長補佐兼政策調整係長		
山本 圭蔵	尾鷲市市長公室政策調整係		
濱口 久範	尾鷲市市長公室政策調整係		

市町村有償運送／過疎地有償運送

市町村名：尾鷲市

補助対象期間：

自家用有償運送収支計算書

尾鷲27(H26.10～H27.9) 須賀利27(H26.10～H27.9)

(単位：円)

	自家用有償運送 (乗合バス型)	自家用有償運送 (乗合バス型)	尾鷲地区・須賀利 地区合計	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	2,066,845	168,000	2,234,845	
運送雑収入				
営業収益合計	2,066,845	168,000	2,234,845	0
【営業費用】				
人件費				
給料	7,000,000	5,600,000	12,600,000	
手当				
退職金				
法定福利費				
厚生福利費				
臨時雇賃金				
その他				
小計	7,000,000	5,600,000	12,600,000	0
燃料油脂費				
ガソリン費				
軽油費	887,755	422,576	1,310,331	
油脂費				
その他				
小計	887,755	422,576	1,310,331	0
修繕費				
車両修繕費	347,489	272,246	619,735	
その他				
小計	347,489	272,246	619,735	0
固定資産償却費				
車両償却費				
その他				
小計	0	0	0	0
保険料				
自賠責保険料				
車両保険	91,381	94,031	185,412	
その他				
小計	91,381	94,031	185,412	0
施設使用料				
小計	0	0	0	0
道路使用料				
小計	0	0	0	0
施設賦課税				
自動車重量税				
自動車税				
その他				
小計	0	0	0	0
その他経費	545,038	507,268	1,052,306	
小計	545,038	507,268	1,052,306	0
運送費計	8,871,663	6,896,121	15,767,784	0
償却費を除く運送費	8,871,663	6,896,121	15,767,784	0
一般管理費				
人件費				
修繕費				
固定資産償却費				
保険料				
施設使用料				
租税公課				
その他経費				
小計	0	0	0	0
営業費用合計	8,871,663	6,896,121	15,767,784	0
【経常収支】	-6,804,818	-6,728,121	-13,532,939	0

事業概況報告書

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

あて 住 所 三重県津市中央1番1号
事 業 者 名 三重交通株式会社
代 表 者 名 取締役社長 雲 井 敬
(役 職 名 及 び 氏 名)
電 話 番 号 059-229-5533

経営形態及び資本金

経 営 形 態 (該当事項を○で囲むこと)	資本(基金)の額	発行済株式数
○株式会社 有限会社 合名会社 合資会社 組合 個人 地方公共団体 その他	4,017,015 千円	72,783,183 株

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

株 主 名	発行済株式総数に対する割合(%)
三重交通グループホールディングス株式会社	100%

役 員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取 締 役 (理事)等	取締役会長	岡 本 直 之	常 勤
	取締役社長	雲 井 敬	常 勤
	専務取締役	竹 谷 賢 一	常 勤
	専務取締役	高 林 学	常 勤
	常務取締役	中 川 伸 也	常 勤
	常務取締役	北 村 亨	常 勤
	常務取締役	安 藤 澄 人	常 勤
	取 締 役	武 藤 隆 行	常 勤
	取 締 役	橋 本 明 雄	常 勤
	取 締 役	松 田 健	非 常 勤
	取 締 役	西 村 昌 之	非 常 勤
	取 締 役	森 口 文 生	非 常 勤
	取 締 役	三 輪 隆	非 常 勤
会計参与			
監 査 役 (監事)等	監 査 役	柳 佳 充	常 勤

経営している事業

事 業 の 名 称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般乗合旅客自動車運送事業	561	34%
その他事業	772	66%
計	1,333	100%

記載要領

1. 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(日雇労務者にあつては、25人日を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
2. 会社法(平成17年法律第86号)第2条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

財 務 諸 表

損 益 計 算 書

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

事業者名 三重交通株式会社

科 目				収 益	費 用	損 益
経 常 損 益	営 業 損 益	一般旅客自動車運送事業	一 般 乗 合 旅 客	6,064,938 ^{千円}	7,130,224 ^{千円}	△ 1,065,286 ^{千円}
			一 般 貸 切 旅 客			
			一 般 乗 用 旅 客			
		その他事業	事 業			
			事 業			
			事 業			
			そ の 他 事 業	11,768,556	9,875,044	1,893,511
		計		17,833,494	17,005,269	828,224
		営業外損益	金 融 損 益	238,159	64,713	
	流 動 資 産 等 売 却 損 益		31,050	713		
	そ の 他 損 益		175,857	2,533		
	計		445,067	67,961	377,106	
	合 計		18,278,562	17,073,230	1,205,331	
	特 別 損 益	固 定 資 産 売 却 損 益		△ 902	65,275	
		前 期 損 益 修 正 損 益		0	0	
補 助 金 に 係 る 損 益		855,717	0			
そ の 他 特 別 損 益		15,796	33,692			
合 計		870,611	98,967	771,643		
税引前当期純利益(税引前当期純損失)					1,976,974 ^{千円}	
法 人 税 等					609,107	
法 人 税 等 調 整 額					△ 46,514	
当 期 利 益 (当 期 純 損 失)					1,414,382	

貸 借 対 照 表

平成27年9月30日現在

事業者名 三重交通株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産		I. 流動負債	
現金預金	790,598	支払手形	
受取手形	—	買掛金	
未収運賃	1,602,196	短期借入金	5,150,000
有価証券	—	1年以内返済予定の長期借入金	2,640,200
商品	—	1年以内償還予定社債	—
貯蔵品	101,516	未払金	664,352
前払費用	100,888	未払費用	381,331
前払金	—	未払法人税等	536,798
未収還付消費税等	—	未払消費税等	196,331
未収収益	580,361	前受金	273,716
短期貸付金	1,912,741	預り金	1,947,691
立替金	—	前受運賃	455,924
		前受収益	47,377
		預り運賃	88,299
		賞与引当金	439,000
繰延税金資産	205,371	繰延税金負債	—
その他流動資産	147,777	その他流動負債	4,611
貸倒引当金	△ 200	《流動負債合計》	12,825,634
《流動資産合計》	5,441,251	II. 固定負債	
II. 固定資産		社債	
1. 有形固定資産		長期借入金	1,870,100
車両運搬具	2,353,792	退職給付引当金	632,810
建物	3,217,408	役員退職慰労引当金	—
構築物	534,553	旅行券等引換引当金	76,201
機械装置	55,351	繰延税金負債	1,605,517
工具器具備品	115,196	その他固定負債	249,306
		《固定負債合計》	4,433,936
土地	8,921,837	負債の部合計	17,259,571
建設仮勘定	159,432	(純資産の部)	
(有形固定資産合計)	15,357,571	I. 株主資本	
2. 無形固定資産		資本金	4,017,015
のれん	—	新株式申込証拠金	—
ソフトウェア	—	資本剰余金	
施設利用権	29,342	資本準備金	1,426,377
その他の無形固定資産	46,871	その他資本剰余金	22,000
		(資本剰余金合計)	1,448,377
(無形固定資産合計)	76,213	利益剰余金	
3. 投資その他の資産		利益準備金	—
投資有価証券	3,088,801	任意積立金	77,650
関係会社株式	9,151,727	固定資産圧縮積立金	322,363
出資金	—	特別償却準備金	—
長期貸付金	—	繰延利益剰余金	6,269,249
長期前払費用	—	(利益剰余金合計)	6,669,263
破産更生債権等	—	自己株式	—
前払年金費用	—	自己株式申込証拠金	—
その他の投資	556,986	《株主資本合計》	12,134,655
		II. 評価・換算差額等	
繰延税金資産	—	その他有価証券評価差額金	4,269,425
貸倒引当金	△ 8,900	土地再評価差額金	—
(投資その他の資産合計)	12,788,615	繰延ヘッジ損益	—
《固定資産合計》	33,663,652	《評価・換算差額合計》	4,269,425
III. 繰延資産		III. 新株予約権	—
株式交付費	—		
《繰延資産合計》	—	純資産の部合計	16,404,081
資産の部合計	33,663,652	負債の部・純資産の部合計	33,663,652

一般乗合旅客自動車運送事業損益明細表

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

住 所：三重県津市中央1番1号
事業者名：三重交通株式会社

(単位：千円)

区 分			種 別	一般乗合 運送事業	その他 乗合事業	一般貸切 運送事業	その他 事 業	全事業 合 計	
営業 収 益	運 送 入	旅 客 運 賃		5,859,218	958,793	5,158,374		11,976,385	
		そ の 他		218	0	0		218	
		計		5,859,436	958,793	5,158,374		11,976,603	
	運 送 雑 収			205,502	0	144,470		349,972	
	合 計			6,064,938	958,793	5,302,844	5,506,919	17,833,494	
営 業 費 用	運 送	人 件 費		3,489,903	465,374	1,741,292			
			燃料油脂費	ガソリン費	14,931	0	4,007		
				軽 油 費	688,484	126,925	461,409		
				L P ガス費	0	0	0		
				そ の 他	10,676	2,242	9,921		
				計	714,091	129,167	475,337		
		修 繕 費	事業用自動車	373,752	38,183	241,545			
			そ の 他	25,639	3,488	13,866			
			計	399,391	41,671	255,411			
		減価償却費	事業用自動車	488,252	73,842	292,278			
			そ の 他	97,499	13,437	49,509			
			計	585,751	87,279	341,787			
	費	保 険 料		89,094	10,796	52,751			
		施 設 使 用 料		26,549	3,668	14,072			
		自 動 車 リ ー ス 料		0	0	0			
		施 設 賦 課 税		71,002	8,946	40,968			
		事 故 賠 償 費		8,132	1,129	3,612			
		道 路 使 用 料		146,344	83,329	62,440			
		そ の 他		1,062,312	94,287	1,176,771			
		計		6,592,569	925,646	4,164,441			
		一 般 管理費	人 件 費		261,391	36,478	159,822		
			そ の 他		276,264	39,099	179,117		
			計		537,655	75,577	338,939		
		合 計			7,130,224	1,001,223	4,503,380	4,370,442	17,005,269
営 業 損 益				△ 1,065,286	△ 42,430	799,464	1,136,477	828,225	
営業外 収 益	金 融 収 益		0	0	0	238,159	238,159		
	そ の 他		58,115	767	43,115	104,910	206,907		
	合 計		58,115	767	43,115	343,069	445,067		
営業外 費 用	金 融 費 用		19,028	2,166	11,343	32,176	64,713		
	そ の 他		1,380	182	841	843	3,246		
	合 計		20,408	2,348	12,184	33,019	67,961		
営 業 外 損 益				37,707	△ 1,581	30,931	310,050	377,106	
経 常 損 益				△ 1,027,579	△ 44,011	830,395	1,446,527	1,205,331	

(注)「その他乗合事業」とは、高速バス、定期観光バス及び限定バスのことをいう。

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

住 所：三重県津市中央1番1号

事業者名：三重交通株式会社

(単位：千円)

種別	区 分	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
		運 送 者	そ の 他	計		
一般乗合旅客運送事業	役 員 報 酬	0	0	0	60,305	60,305
	給 料 ・ 手 当	1,616,917	469,945	2,086,862	110,080	2,196,942
	賞 与	352,003	110,282	462,285	27,826	490,110
	(小 計)	1,968,920	580,227	2,549,147	198,211	2,747,358
	(支払延人員)(人月)	(4,928)	(1,493)	(6,421)	(317)	(6,738)
	退 職 金	73,929	36,750	110,679	7,731	118,410
	法 定 福 利 費	344,708	98,381	443,089	29,638	472,728
	厚 生 福 利 費	41,527	9,378	50,905	8,221	59,126
	臨 時 雇 賃 金	0	0	0	0	0
	(雇用延人員)(人日)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	そ の 他 人 件 費	272,908	63,175	336,083	17,590	353,673
	合 計	2,701,992	787,912	3,489,904	261,391	3,751,294
その他乗合運送事業	役 員 報 酬	0	0	0	8,473	8,473
	給 料 ・ 手 当	235,194	58,894	294,088	15,363	309,451
	賞 与	47,340	14,279	61,620	3,877	65,497
	(小 計)	282,534	73,174	355,708	27,713	383,420
	(支払延人員)(人月)	(775)	(194)	(969)	(45)	(1,014)
	退 職 金	15,052	4,336	19,388	1,032	20,420
	法 定 福 利 費	49,604	12,708	62,313	4,132	66,445
	厚 生 福 利 費	6,200	1,116	7,316	1,152	8,468
	臨 時 雇 賃 金	0	0	0	0	0
	(雇用延人員)(人日)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	そ の 他 人 件 費	0	20,649	20,649	2,450	23,099
	合 計	353,391	111,983	465,374	36,478	501,852
一般貸切旅客運送事業	役 員 報 酬	0	0	0	38,613	38,613
	給 料 ・ 手 当	702,055	324,911	1,026,966	67,599	1,094,565
	賞 与	127,117	74,173	201,290	17,119	218,409
	(小 計)	829,172	399,084	1,228,256	123,331	1,351,587
	(支払延人員)(人月)	(1,873)	(1,034)	(2,907)	(195)	(3,102)
	退 職 金	27,592	25,772	53,364	4,285	57,649
	法 定 福 利 費	145,168	72,381	217,549	18,046	235,595
	厚 生 福 利 費	19,814	14,269	34,083	5,250	39,333
	臨 時 雇 賃 金	0	0	0	0	0
	(雇用延人員)(人日)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	そ の 他 人 件 費	93,304	114,736	208,040	8,910	216,950
	合 計	1,115,051	626,241	1,741,292	159,822	1,901,115
その他事業	役 員 報 酬					36,394
	給 料 ・ 手 当					1,502,987
	賞 与					261,057
	(小 計)					1,800,438
	(支払延人員)(人月)					(5,145)
	退 職 金					63,421
	法 定 福 利 費					337,640
	厚 生 福 利 費					18,689
	臨 時 雇 賃 金					0
	(雇用延人員)(人日)					(0)
	そ の 他 人 件 費					753,073
	合 計					2,973,261
全事業合計	役 員 報 酬					143,785
	給 料 ・ 手 当					5,103,946
	賞 与					1,035,073
	(小 計)					6,282,804
	(支払延人員)(人月)					(15,999)
	退 職 金					259,901
	法 定 福 利 費					1,112,408
	厚 生 福 利 費					125,616
	臨 時 雇 賃 金					0
	(雇用延人員)(人日)					(0)
	そ の 他 人 件 費					1,346,794
	合 計					9,127,522

(注)「その他乗合事業」とは、高速バス、定期観光バス及び限定バスのことをいう。

一般旅客自動車運送事業固定資産明細表

平成 2 7 年 9 月 3 0 日現在

住 所：三重県津市中央 1 番 1 号
事業者名：三重交通株式会社

(単位：千円)

資産の種類			種 別	一般乗合 運送事業	その他 乗合事業	一般貸切 運送事業	その他 事 業	全事業 合 計
有形 固定 資産	車 両	事業用自動車		1,323,716	138,912	870,316	8,985	2,341,931
		そ の 他 車 両		4,936	308	1,580	5,035	11,860
		計		1,328,653	139,221	871,896	14,020	2,353,792
	建 物			788,752	67,925	398,039	1,962,691	3,217,408
	構 築 物			113,520	9,776	48,927	362,328	534,553
	機 械 装 置			39,037	2,441	9,933	3,937	55,351
	工 具 器 具 備 品			43,881	2,744	25,479	43,089	115,196
	土 地			2,725,071	234,201	1,427,631	4,534,933	8,921,837
	建 設 仮 勘 定			41,858	0	0	117,574	159,432
	そ の 他			0	0	0	0	0
	合 計			5,080,776	456,311	2,781,908	7,038,575	15,357,571
	無 形 固 定 資 産			33,147	2,854	13,401	26,809	76,213
投 資 等				0	0	0	12,788,615	12,788,615
固 定 資 産 合 計				5,113,924	459,165	2,795,309	19,854,001	33,663,652

(注) 「その他乗合事業」とは、高速バス、定期観光バス及び限定バスのことをいう。

各事業に関連する収益及び費用並びに 固定資産の配分に関する明細表

平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日まで

住 所：三重県津市中央１番１号
事業者名：三重交通株式会社

関連科目				配分基準	一般乗合 運送事業	その他 乗合事業	一般貸切 運送事業	その他 事 業
営 業 外 収 益				専属及び営業収益割	13.1%	0.2%	9.7%	77.0%
営 業 費 用	運 送 費	人 件 費		専属	—	—	—	—
		燃 料 油 脂 費		専属	—	—	—	—
		修 繕 費	車 両 修 繕 費	専属	—	—	—	—
			その他修繕費	専属及び営業費用割	59.6%	8.1%	32.3%	—
		減 価 償 却 費	車 輛 償 却 費	専属	—	—	—	—
			その他償却費	専属及び営業費用割	60.8%	8.4%	30.8%	—
		保 險 料		専属及び営業費用割	58.4%	7.1%	34.5%	—
		施 設 使 用 料		専属及び営業費用割	59.9%	8.3%	31.8%	—
		施 設 賦 課 税		専属及び営業費用割	58.7%	7.4%	33.9%	—
		そ の 他 経 費	事 故 賠 償 費	専属	—	—	—	—
			道 路 使 用 料	専属	—	—	—	—
			そ の 他 経 費	専属及び営業費用割	45.5%	4.0%	50.5%	—
	一 般 管 理 費			営業費用割	38.2%	5.4%	24.1%	32.3%
営 業 外 費 用				専属及び営業費用割	30.0%	3.5%	17.9%	48.6%
固 定 資 産	車 両	事 業 用 自 動 車		専属	—	—	—	—
		そ の 他 車 両		専属及び実働日車数割	41.6%	2.6%	13.3%	42.5%
	建 構	物		専属及び実在日車数割	24.5%	2.1%	12.4%	61.0%
		築 物		専属及び実在日車数割	21.2%	1.8%	9.2%	67.8%
	機 械 装 置		専属及び実働日車数割	70.5%	4.4%	17.9%	7.2%	
	工 具 器 具 備 品		専属及び実働日車数割	38.1%	2.4%	22.1%	37.4%	
	土 地		専属及び実在日車数割	30.5%	2.6%	16.0%	50.9%	
	建 設 仮 勘 定		専属	—	—	—	—	

旅客自動車運送事業輸送実績

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

事業者名：三重交通株式会社

輸送実績

		一般乗合旅客 自動車運送事業	
輸送人員	定期（人）	10,554,465	
	定期外（人）	17,056,941	
	計（人）	27,611,406	
輸送回数			
走行料	実車料（km）	21,883,811.8	
	空車料（km）	5,825,555.1	
	計（km）	27,709,366.9	
事業用自動車	期末実在車両数（両）	525	
	延実在車両数（日車）	191,625	
	延実働車両数（日車）	178,584	
営業収支	営業収入（千円）	6,064,938	
	営業費（千円）	7,130,224	
	営業損益（千円）	△ 1,065,286	
	営業収支率（%）	85.06%	
実働車 1日1車当たり	輸送人員（人）	154.6	
	輸送回数		
	実車料（km）	122.5	
	営業収入（円）	33,961	
	営業費（円）	39,926	
	営業損益（円）	△ 5,965	
走行料 1km当たり	営業収入（円銭）	218.88	
	営業費（円銭）	257.32	
	営業損益（円銭）	△ 38.44	

記載要領

営業収支率は、次の算式により算出すること。

$$\text{営業収支率} = \frac{\text{営業収支の欄の営業収入}}{\text{営業収支の欄の営業費}} \times 100$$

事業概況報告書

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

あて 住 所 三重県津市中央1番1号
事 業 者 名 三重交通株式会社
代 表 者 名 取締役社長 雲 井 敬
(役職名及び氏名)
電 話 番 号 059-229-5533

経営形態及び資本金

経営形態 (該当事項を○で囲むこと)	資本(基金)の額	発行済株式数
株式会社 有限会社 合名会社 合資会社 組合 個人 地方公共団体 その他	4,017,015 千円	72,783,183 株

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

株 主 名	発行済株式総数に対する割合(%)
三重交通グループホールディングス株式会社	100%

役 員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取 締 役 (理事)等	取締役会長	岡 本 直 之	常 勤
	取締役社長	雲 井 敬	常 勤
	専務取締役	竹 谷 賢 一	常 勤
	専務取締役	高 林 学	常 勤
	常務取締役	中 川 伸 也	常 勤
	常務取締役	北 村 亨	常 勤
	常務取締役	安 藤 澄 人	常 勤
	取 締 役	武 藤 隆 行	常 勤
	取 締 役	橋 本 明 雄	常 勤
	取 締 役	松 田 健	非 常 勤
	取 締 役	西 村 昌 之	非 常 勤
	取 締 役	森 口 文 生	非 常 勤
	取 締 役	三 輪 隆	非 常 勤
会計参与			
監 査 役 (監事)等	監 査 役	柳 佳 充	常 勤

経営している事業

事 業 の 名 称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般乗合旅客自動車運送事業	561	34%
うちデマンドバス運行にかかるもの	(1)	—
その他事業	772	66%
計	1,333	100%

記載要領

1. 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(日雇労務者にあつては、25人日を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
2. 会社法(平成17年法律第86号)第2条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

一般乗合旅客自動車運送事業損益明細表

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

住 所：三重県津市中央1番1号
事業者名：三重交通株式会社

(単位：千円)

種 別				一般乗合 運送事業	うちデマンドバス 運行にかかるもの	その他 乗合事業	一般貸切 運送事業	その他 事 業	全事業 合 計
区 分									
営業 収 益	運 送 入	旅 客 運 賃		5,859,218	228	958,793	5,158,374		11,976,385
		そ の 他		218		0	0		218
		計		5,859,436	228	958,793	5,158,374		11,976,603
	運 送 雑 収		205,502	0	0	144,470		349,972	
	合 計		6,064,938	228	958,793	5,302,844	5,506,919	17,833,494	
営業 費 用	運 送 費	人 件 費		3,489,903	983	465,374	1,741,292		
		燃料油脂費	ガソリン費	14,931	0	0	4,007		
			軽 油 費	688,484	97	126,925	461,409		
			L P ガス費	0	0	0	0		
			そ の 他	10,676	1	2,242	9,921		
			計	714,091	98	129,167	475,337		
		修 繕 費	事業用自動車	373,752	10	38,183	241,545		
			そ の 他	25,639	0	3,488	13,866		
			計	399,391	10	41,671	255,411		
		減価償却費	事業用自動車	488,252	137	73,842	292,278		
			そ の 他	97,499	2	13,437	49,509		
			計	585,751	139	87,279	341,787		
	費 用	保 険 料	89,094	25	10,796	52,751			
		施 設 使 用 料	26,549	7	3,668	14,072			
		自 動 車 リ ー ス 料	0	0	0	0			
		施 設 賦 課 税	71,002	1	8,946	40,968			
		事 故 賠 償 費	8,132	0	1,129	3,612			
		道 路 使 用 料	146,344	0	83,329	62,440			
		そ の 他	1,062,312	152	94,287	1,176,771			
		計	6,592,569	185	925,646	4,164,441			
	一 般 管 理 費	人 件 費	261,391	7	36,478	159,822			
		そ の 他	276,264	7	39,099	179,117			
		計	537,655	14	75,577	338,939			
	合 計		7,130,224	1,429	1,001,223	4,503,380	4,370,442	17,005,269	
営 業 損 益				△ 1,065,286	△ 1,201	△ 42,430	799,464	1,136,477	828,225
営業 外 収 益	金 融 収 益		0	0	0	0	238,159	238,159	
	そ の 他		58,115	0	767	43,115	104,910	206,907	
	計		58,115	0	767	43,115	343,069	445,067	
営業 外 費 用	金 融 費 用		19,028	5	2,166	11,343	32,176	64,713	
	そ の 他		1,380	0	182	841	843	3,246	
	計		20,408	5	2,348	12,184	33,019	67,961	
営 業 外 損 益				37,707	△ 5	△ 1,581	30,931	310,050	377,106
経 常 損 益				△ 1,027,579	△ 1,206	△ 44,011	830,395	1,446,527	1,205,331

(注)「その他乗合事業」とは、高速バス、定期観光バス及び限定バスのことをいう。

旅客自動車運送事業輸送実績

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

事業者名：三重交通株式会社

輸送実績

		一般乗合旅客 自動車運送事業	うちデマンドバス 運行にかかるもの
輸送人員	定期（人）	10,554,465	0
	定期外（人）	17,056,941	1,366
	計（人）	27,611,406	1,366
輸送回数			
走行料	実車料（km）	21,883,811.8	6,169.7
	空車料（km）	5,825,555.1	2,111.5
	計（km）	27,709,366.9	8,281.2
サービス提供時間	（時間）		206.0
事業用自動車	期末実在車両数（両）	525	1
	延実在車両数（日車）	191,625	365
	延実働車両数（日車）	178,584	206
営業収支	営業収入（千円）	6,064,938	228
	営業費（千円）	7,130,224	1,429
	営業損益（千円）	△ 1,065,286	△ 1,201
	営業収支率（%）	85.06%	15.96%
実働車 1日1車当たり	輸送人員（人）	154.6	6.6
	輸送回数		
	実車料（km）	122.5	30.0
	営業収入（円）	33,961	1,107
	営業費（円）	39,926	6,937
	営業損益（円）	△ 5,965	△ 5,830
走行料 1km当たり	営業収入（円銭）	218.88	27.53
	営業費（円銭）	257.32	172.56
	営業損益（円銭）	△ 38.44	△ 145.03

記載要領

営業収支率は、次の算式により算出すること。

$$\text{営業収支率} = \frac{\text{営業収支の欄の営業収入}}{\text{営業収支の欄の営業費}} \times 100$$